

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 7 月 13 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700059号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700022号

第1 結論

昭和63年6月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年6月から平成元年3月まで

夫が昭和63年6月に会社を退職して事業を始めたので、私が夫の国民年金の加入手続きと自身の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きと一緒にA県B市役所で行った。

国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、夫婦二人分を私が納付していた。当時、夫の仕事の立ち上げ等で多忙であったため、夫婦二人の国民年金の手続きが遅れ、請求期間の国民年金保険料は後から遡って納付したと思う。

請求期間の国民年金保険料が未納になっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、昭和58年2月7日に国民年金に任意加入して以降、60歳に到達するまでの期間、請求期間を除き国民年金保険料の未納期間は無く、請求者の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、請求者に係る昭和63年7月1日付けの第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る入力処理が平成元年9月19日に行われており、その後の平成2年1月16日に、第1号被保険者の資格取得日について、請求者の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和63年6月26日付けに訂正していることが確認でき、当該訂正日において、請求期間の国民年金保険料については過年度納付することが可能である。

さらに、オンライン記録及び請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求者は、昭和58年3月及び平成元年6月から同年10月までの期間の国民年金保険料について、過年度納付していることが確認できることなどを踏まえると、10か月と短期間である請求期間の国民年金保険料についても過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700061号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700051号

第1 結論

請求者のA社における平成25年7月10日の標準賞与額に係る記録を7万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年7月10日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、同社の届出が遅れたため、当該期間に係る標準賞与額の記録が、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該標準賞与額の記録について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成25年賃金台帳兼源泉徴収簿(写し)及び日本年金機構B年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が、請求期間において同社から標準賞与額7万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年7月3日から平成26年5月6日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

なお、オンライン記録において、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているが、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されているところ、前述の厚生年金保険法第81条の2の規定に基づくと、請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではないと考えられる。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の平成25年賃金台帳兼源泉徴収簿(写し)における賞与支給額から7万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700062号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700052号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年12月10日は67万6,000円、平成26年7月10日は11万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月10日
② 平成26年7月10日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、同社の届出が遅れたため、当該期間に係る標準賞与額の記録が、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該標準賞与額の記録について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成25年及び平成26年賃金台帳兼源泉徴収簿(写し)並びに日本年金機構B年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が、請求期間①は標準賞与額67万6,000円、請求期間②は標準賞与額11万8,000円に見合う賞与の支払を同社から受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年12月25日から平成26年10月28日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

なお、オンライン記録において、請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているが、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されているところ、前述の厚生年金保険法第81条の2の規定に基づくと、請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではないと考えられる。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の平成25年及び平成26年賃金台帳兼源泉徴収簿(写し)における賞与支給額から、請求期間①は67万6,000円、請求期間②は11万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700078号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700053号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成16年12月1日から同年11月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成16年11月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年11月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年11月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格取得年月日が平成16年12月1日と記録されているが、同社には平成15年頃から勤務しており、保管している給与明細票を見ると、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されているので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成16年12月1日から同年11月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社における給与明細票、同社から提出された請求者に係るB台帳(労働者名簿)及び事業主の陳述から判断すると、請求者が、請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細票により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時の資料は無く、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付については不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行っただとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700072号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700020号

第1 結論

昭和47年*月から昭和50年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和50年6月まで

父が請求期間前から国民年金に加入しており、定期的に国民年金保険料の集金人が自宅に来ていたので、私が20歳になった頃に、母が当該集金人を通じて国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

請求期間の国民年金保険料については、最初の頃は、母が父の分と一緒に納付してくれた。また、時期を明確に覚えていないが、昭和48年4月に就職してからは、勤務先が厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金保険料を集金人に納付し、途中からは近所のA銀行において納付するようになったと思う。

請求期間について、国民年金保険料が未納となっていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「20歳になった昭和47年*月頃に、母が国民年金の加入手続きを行ってくれた。請求期間の国民年金保険料については、当初は母が集金人に納付してくれ、後に自分で納付するようになり、その後はA銀行において納付するようになった。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続きが行われた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出される場所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月26日にB県C市において払い出されており、同番号前後の国民年金被保険者の記録及び請求者が所持する国民年金手帳の発行日(昭和51年4月16日)から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続きは、同年4月頃に行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、前述の加入手続き時点(昭和51年4月頃)まで、請求者は国民年金に加入していないことから、請求者及びその母は、請求期間の国民年金保険料を請求者が陳述するとおりに納付することができない上、当該加入手続き時点において、請求期間のうち、昭和47年*月から昭和48年12月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付できない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続き及び加入当初の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び加入当初の国民年金保険料の納付状況の詳細については不明である。

加えて、請求者は、「時期を覚えていないが、途中からA銀行において国民年金保険料を納付するようになった。」旨陳述しているところ、金融機関において国民年金保険料を納付するためには納付書が必要になるが、C市は、「昭和52年4月から納付書による納付が可能となった。」と回答していることから、請求者のA銀行において納付したとする記憶は、請求期間後

のものと考えられる。

また、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）により、請求期間にC市において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者及びその母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700093号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700021号

第1 結論

昭和54年11月から昭和59年3月までの請求期間及び昭和60年4月から平成7年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年11月から昭和59年3月まで
② 昭和60年4月から平成7年9月まで

国民年金の加入手続は、妻か母のどちらかが行ってくれたと思う。

請求期間①及び②の国民年金保険料については、主に妻が自身の国民年金保険料と一緒に納付し、妻が忙しい時は母が納付したこともあったと思う。

また、私は、請求期間①及び②当時、自営業をしていたので、毎年、確定申告の際には、国民年金保険料の納付分を確認して、社会保険料控除として申告していたことを覚えている。

領収証書や確定申告書控等は廃棄しており、妻及び母は亡くなっているため詳しいことは分からないが、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付しているはずなので、当該期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間①及び②当時、国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料は、主に妻が自身の分と一緒に納付していたはずである。毎年、確定申告の際には、国民年金保険料の納付分を確認し申告していた。」旨主張しており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月9日に払い出されている。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の妻及び母は、いずれも既に亡くなっていることから、当該期間の国民年金保険料の具体的な納付状況については不明であり、請求者から、当該期間における各年分の確定申告書に国民年金保険料納付分として記載したとする社会保険料控除額並びに当該期間に係る国民年金保険料の領収証書の色及び形状等について具体的な陳述も得られない。

また、オンライン記録によると、請求期間の国民年金保険料を主に納付していたとされる請求者の妻について、請求期間①及び②と同じ期間に国民年金保険料の未納期間が散見される。

さらに、請求期間①及び②は、2期間で合計179か月であり、これほどの長期間にわたって、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、請求者の妻又は母が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700063号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700054号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年11月21日から昭和54年6月1日まで

昭和45年4月にA社に入社し、平成14年2月にB社を退職するまで、会社名は途中で変わったものの、継続して勤務したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社の事業主及び請求期間当時のA社の同僚の陳述から、請求者が、請求期間において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められる場合とされているところ、B社の事業主は、「請求者は、正社員であったため厚生年金保険に加入していたと思うが、請求期間当時の資料を保存していないため、厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。また、請求期間当時に給与計算及び社会保険事務を担当していた者は、高齢のため回答することができない。」旨回答及び陳述しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者と同様に、昭和49年11月21日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、昭和54年6月1日にB社における被保険者資格を取得している者が一人確認できるところ、同人は死亡しており、同人及び請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について同人に確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録があり、所在が確認できた4人に照会し、1人から回答を得たが、同人は、「給与計算や社会保険事務を担当していなかったため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除についてはわからない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。